

福井県立勝山高等学校同窓会規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、福井県立勝山高等学校同窓会（略称＝勝高同窓会）と称する。
- 第2条 本会は、事務局を福井県勝山市片瀬町1－402 勝山市市民交流センターに置く。
- 第3条 本会は、会員の親睦を図り母校の興隆、発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 本会会員の名簿の整備ならびに同窓会報の発行
 - (2) 第3条の目的達成に必要な事業
 - (3) その他総会で認めた事業

第 2 章 組 織 及 び 会 員 ・ 役 員

- 第5条 本会は、正会員と特別会員によって構成する。
- (1) 正会員は、次のとおりとする。
 - ① 福井県立勝山高等学校卒業生
 - ② 勝山町立実科高等女学校卒業生
 - ③ 勝山町立高等女学校卒業生
 - (2) 特別会員は、次のとおりとする。
 - ① 福井県立勝山高等学校現任職員及び在職した者
 - ② 勝山町立実科高等女学校に在職した者
 - ③ 勝山町立高等女学校に在職した者
- 第6条 本会に、役員、理事、クラス委員、顧問を置く。
- 第7条 前条の役員により役員会を構成する。
- 2 役員会の構成は次のとおりとする。
- (1) 会長1名
 - (2) 副会長3名以内
 - (3) 幹事2名
 - (4) 常任理事10名以内
 - (5) 会計1名
 - (6) 会計監査2名
 - (7) 顧問
- 第8条 役員は、次のように選出する。
- (1) 会長、副会長、会計及び会計監査は、役員会において選出・推薦し、総会において承認する。
 - (2) 幹事は、勝山高等学校職員の中から会長が委嘱する。
 - (3) 常任理事は、会長が委嘱する。
- 第9条 役員職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに、総会または役員会を招集し議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。

(3) 幹事は、会務を処理する。

第10条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補充による役員任期は前任者の残任期間とする。

第11条 顧問は、次のとおりとする。

(1) 現職校長

(2) 本会に功労があり、総会の議決をうけて会長が委嘱した者

第3章 クラス委員及び理事

第12条 クラス委員は、会員よりクラスごとに2名選出する。任期については役員に準ずる。

第13条 クラス委員は、クラスを代表し学年理事の選任及び役員よりの依頼事項を行う。

第14条 理事として学年理事、支部代表理事、推薦理事を置く。任期については役員に準ずる。

2 学年理事は、クラス委員の中から1学年に2名（原則として男女各1名）を選出する。

3 支部代表理事は、支部の会長または副会長もしくは支部により選出された者1名を理事とする。

4 推薦理事は、会長が会員の中から委嘱する。

第4章 会 議

第15条 総会は、原則として毎年開き、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 事業計画及び予算

(3) 会長、副会長、会計及び会計監査の承認

(4) 規約の改廃

(5) その他必要な事項

第16条 役員会は、必要の都度開き、次の会務を処理する。

(1) 事業報告および決算の承認

(2) 事業計画および予算

(3) 本会規約第4条に規定する事業

(4) 会長、副会長、会計及び会計監査の選出並びに推薦

(5) 規約の改廃

(6) その他必要な事項

第5章 会 計

第17条 本会の経費は、会員の会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、年6,000円とし卒業時に納める。

第18条 本会の会計年度は、7月1日に始まり翌年の6月30日をもって終わる。

第19条 本会の会計監査は、第4条に規定する会計監査がこれに当たる。

第 6 章 支 部

- 第 20 条 本会に、役員会の決議を経て、必要の地に支部を置くことができる。
その運営は支部規約に基づいて行い、規約に定めがない場合は本部規約を準用する。

第 7 章 そ の 他

- 第 21 条 同窓会名簿は毎年整備する。
第 22 条 会報は、原則として毎年 1 回に発行する。

附 則

1. 昭和 35 年 2 月に制定
昭和 48 年 8 月 15 日に改定
昭和 52 年 8 月 15 日に改定
平成 19 年 8 月 15 日に改定（名簿配布の中止）
平成 22 年 8 月 15 日に改定し、第 2 条は平成 21 年 12 月 1 日に遡って適用する。
（規約名、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 4 章、第 15 条、第 16 条）
平成 24 年 8 月 12 日に改定（第 7 条）
平成 25 年 8 月 11 日に改定（第 2 条、第 15 条、第 24 条）
令和 元年 8 月 12 日に改定（第 7 条、第 17 条）
令和 6 年 10 月 12 日に改定（第 15 条、附則）
2. 総会の担当は、各学年理事、各クラス委員を中心に当番制度で行う。
3. 第 18 条の規定にかかわらず、役員の任期は、総会後から翌年の総会の日までを 1 年とする。